

議 第 4 7 号
平成30年6月28日提出

熊本市公民館運営審議会委員の委嘱について

熊本市公民館運営審議会の委員を次のとおり委嘱したいので、議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

区分	氏名	所属団体・役職等	任期
学校教育	諏訪園 勉	熊本市中学校長会 東町中学校長	平成30年6月28日 ～2019年(平成31年) 5月31日
学校教育	上島 和美	熊本市小学校長会 若葉小学校長	平成30年6月28日 ～2019年(平成31年) 5月31日
学校教育	小山 恵子	熊本市立幼稚園会 向山幼稚園長	平成30年6月28日 ～2019年(平成31年) 5月31日
社会教育 家庭教育	日高 和寿美	熊本市PTA協議会担当副会長 部会長	平成30年6月28日 ～2019年(平成31年) 5月31日

(提出理由)

社会教育法(昭和24年法律第207号)第29条及び第30条並びに熊本市公民館条例(昭和43年条例第16号)第9条の規定により、欠員補充として熊本市公民館運営審議会委員を委嘱するため、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則(昭和27年教委規則第6号)第1条第12号の規定に基づき教育委員会の議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市公民館運営審議会委員

区分	氏名	所属団体・役職等	備考
学識経験者	都竹 茂樹	熊本大学 教授システム学研究センター教授	
学識経験者	山西 裕美	熊本学園大学社会福祉学部准教授	
学識経験者	山城 千秋	熊本大学教育学部准教授	
学校教育	諏訪園 勉	熊本市中学校長会 東町中学校長	新任
学校教育	上島 和美	熊本市小学校長会 若葉小学校長	新任
学校教育	小山 恵子	熊本市立幼稚園会 向山幼稚園長	新任
社会教育	加藤 貴司	熊本市地域公民館連絡協議会会長	
社会教育	戸野口 庄子	熊本市青少年健全育成連絡協議会副会長	
社会教育 家庭教育	日高 和寿美	熊本市PTA協議会担当副会長 部会長	新任
社会教育 家庭教育	山田 はる美	熊本市子ども会育成協議会理事	
社会教育 家庭教育	稲田 憲生	熊本市民生委員児童委員協議会理事	
社会教育 家庭教育	山口 温代	熊本市ボランティア連絡協議会副会長	
家庭教育	大村 景子	家庭教育学級長 (田迎南小学校)	
市民公募	坂梨 重光	市民公募	
市民公募	山田 裕一	市民公募	

任期：平成29年6月1日から平成31年5月31日
 ただし、新任の者については平成30年6月28日から2019年(平成31年)5月31日

熊本市公民館運営審議会委員

区分	氏名	所属団体・役職等	備考
学識経験者	都竹 茂樹	熊本大学 教授システム学研究センター教授	
学識経験者	山西 裕美	熊本学園大学社会福祉学部准教授	
学識経験者	山城 千秋	熊本大学教育学部准教授	
学校教育	岩下 眞	熊本市中学校長会会長	改選
学校教育	中村 和徳	熊本市小学校長会会長	改選
学校教育	岩下 礼子	熊本市立幼稚園会会長	改選
社会教育	加藤 貴司	熊本市地域公民館連絡協議会副会長	
社会教育	戸野口 庄子	熊本市青少年健全育成連絡協議会副会長	
社会教育 家庭教育	井手 宏美	熊本市PTA協議会常任理事	改選
社会教育 家庭教育	山田 はる美	熊本市子ども会育成協議会理事	
社会教育 家庭教育	稲田 憲生	熊本市民生委員児童委員協議会理事	
社会教育 家庭教育	山口 温代	熊本市ボランティア連絡協議会副会長	
家庭教育	大村 景子	家庭教育学級長 (田迎南小学校)	
市民公募	坂梨 重光	市民公募	
市民公募	山田 裕一	市民公募	

任期：平成29年6月1日から平成31年5月31日

熊本市公民館条例

昭和 43 年 3 月 30 日
条例第 16 号

(公民館運営審議会)

第 9 条 法第 29 条の規定に基づき、第 2 条に規定する公民館を通じて一の熊本市公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の委員は、15 人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

3 審議会の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(昭 52 条例 33・平 13 条例 17・一部改正、平 15 条例 18・旧第 8 条繰下、平 23 条例 72・平 24 条例 23・一部改正)

社会教育法

昭和 24 年 6 月 10 日
法律第 207 号

(公民館運営審議会)

第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

(昭三四法一五八・平一一法八七・一部改正)

第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(昭三一法一六三・平一一法八七・平一三法一〇六・平二三法一〇五・一部改正)

社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令

平成 23 年 12 月 1 日
文部科学省令第 42 号

(公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準)

第二条 法第三十条第二項の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。

(平二五文科令二五・旧本則・一部改正)